中小企業者及び中小企業組合等に関する要望

令和７年 12 月４日
全国中小企業団体中央会
会　長　　森　　洋

我が国の中小企業・小規模事業者は、少子高齢化の進行、人口減少地域の増大などの社会経済の構造的な課題の影響を受ける中で、全国各地で頻発する自然災害、国際情勢の不透明感の強まりやエネルギー・原材料価格の上昇に加え、人件費増加にも直面する等、引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業・小規模事業者の経営は、十分な価格転嫁が進まず、物価上昇を上回る賃上げ要請や設備投資の原資確保に苦しんでいる一方、深刻化する人手不足で防衛的に賃金を引き上げざるを得ず、原材料価格の上昇による支払い増加、既往債務返済のための資金繰りに追われており、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなどの危機的状況が続いている。さらに、最低賃金の大幅な上昇とそれに伴う就労調整の激化や雇用保険、医療保険、厚生年金といった社会保険料を加えた公的負担の増加、後継者難による事業承継への懸念、ＤＸやＧＸ対応等の課題が山積している。

依然厳しい経営環境下にある多くの中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等がこうした課題へ対応するため、以下の各項目について、国等の中小企業・連携組織対策に反映されるよう、これまで以上に規模と内容を充実させ、的確かつ確実に実行されたい。

１．足元の物価高への対応・価格転嫁対策の徹底・賃上げ環境の整備

⑴ 円安などに伴う原材料等の物価高騰への支援策を講じるとともに、エネルギー価格が高騰する場合には、中小企業・小規模事業者に対して、更なる支援措置を講じること。

⑵ 米国関税や過去最高となった最低賃金の引上げ等の厳しい事業環境変化に対応するため、相談機関の体制強化を行うとともに、ハンズオン支援や輸出促進、Ｍ＆Ａ・事業承継等の支援を総合的に実施すること。

⑶ 官公需について

①物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁の強化を推進するとともに、国及び地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう周知・指導を徹底すること。

②予定価格の積算は、原材料費や労務費上昇を適確かつ速やかに反映するとともに、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分を確実に盛り込むなど、予定価格の見直し、受注後の契約金額の変更及び入札参加機会の確保のため、迅速かつ柔軟な対応を図ること。

③自然災害からの復旧･復興に当たっては､緊急随意契約や発注時期の前倒しを実施するなど、官公需の弾力的な運用の強化をはかるとともに､官公需適格組合等を積極的に活用すること。併せて、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への平常時からの優先発注等のインセンティブ付与を積極的に講じること。

⑷ サプライチェーンの強靭化及び優越的地位の濫用による不公正な取引を防止し、下請取引等の適正化を図るため、下請Ｇメンやトラック・物流Ｇメンの増員など、下請代金支払遅延等防止法（中小受託取引適正化法）の遵守を徹底する策を講じ、厳正かつ迅速な運用を図ること。

２．中小企業の生産性向上支援

⑴「ものづくり補助金」について

①中小企業･小規模事業者にとって､生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっており、依然として事業者のニーズは高く、令和７年度補正予算案において措置がなされたところではあるが、引き続き、事業実施期間が継続的に確保され、切れ目のない支援ができるよう、本事業が常に複数年度にわたって安定的に実施できるようにすること。

②公募回第 18 次以前の事業者についても第 19 次以降の事業者と同様に収益納付基準の解除を行うことや、19 次以降複雑化している給与支給総額の返還要件確認について簡素化を図り、応募時の心理的障壁を取り除くと共に､よりわかりやすい制度となるよう見直しを行うこと。

⑵「中小企業省力化投資補助金」について

①省力化投資補助金は、中小企業の人手不足対策と賃上げに有効であるため、令和７年度補正予算案において措置がなされたところではあるが、安定的かつ十分な予算措置を継続して措置すること。

②カタログ注文型について､IoT･ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入支援を簡易かつ迅速に行えるようにすること。また、補助率を現行の１／２から２／３にするとともに、従業員数による補助金額の上限を撤廃すること。

③一般型について、複雑な申請要件を改修し手続きの簡素化を行うとともに、中小企業者が申請をためらう要因の一つである返還要件の緩和を行うこと。

④省力化投資促進プランの実行のために、組合向け支援制度を創設すること。

３．中小企業金融施策・税制の拡充

⑴中小企業金融について

①金融機関の融資状況が厳しくなる中、事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続の簡素化を図ること。

②金利上昇に伴う中小企業・小規模事業者の設備投資の遅れや縮小を防止し、競争力の強化を図るため、経営力向上計画に認定された設備投資にかかる資金調達に対して利子補給制度を創設すること。

③大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。

⑵中小企業税制について

①研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制について、適用期限の延長を行うとともに、控除率・控除上限の引上げや繰越控除措置の創設、連携・共同研究時に活用できる研究開発税制のオープンイノベーション型を中小企業者が活用する場合の控除率を一律 10%引き上げること。

②事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに､事業承継税制について、以下の措置を講じること。

・特例承継計画の提出期限の延長
・相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長
・手続きの簡素化

また、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大などの措置を講じるとともに、中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置を拡充すること。

③消費税のインボイス制度について、各種経過措置の恒久化や適用期限の延長を行うこと。

④少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置を恒久化するとともに、適用取得価額と限度額を大幅に引き上げること。

４．中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

⑴ 中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。雇用保険二事業について、財政運営の精緻な検証により適切な保険料率を設定するとともに、ニーズの少ない事業については廃止を念頭に検証した上で、これまで以上にＰＤＣＡサイクルによる目標管理の徹底強化や分野別・体系別等の事業ごとの見直し、改善を図っていくこと。

⑵「年収の壁」問題により中小企業の労働力確保を妨げることのないよう、中小企業・小規模事業者への支援策を引き続き講じること。社会保険の適用拡大にあたり、これまで対象でなかった事業者の保険料負担が増大することから、負担軽減となるよう税制を含めた支援措置を講じること。

⑶ 労働基準法の５年目見直しにおいては、労働者の健康を損なわないことを前提として、中小企業・小規模事業者の負担が増えないよう配慮のうえで、「より働きたい」と考える労働者の柔軟で多様な雇用を促進するための制度改正や支援策の創設すること。

５．人材育成・確保・定着対策、中小企業組合制度・中央会支援体制の拡充

⑴ 中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成に伴う支援策を強化・拡充すること。

①ハローワークのマッチング機能の強化による人材確保支援

②業務改善助成金やキャリアアップ助成金等をより使いやすいものとする制度の更なる拡充（対象・助成率・上限額の拡大）

③中小企業組合が組合員たる中小企業・小規模事業者に対して行う「人づくり」への支援強化

⑵ 中小企業団体中央会が行う「中小企業連携組織対策事業」の必要かつ十分な予算確保を含めた支援の拡充・強化を行うこと。特に中央会指導員及び職員の人件費単価については、国が求める賃上げ要請の趣旨に沿った適正な見直しを行い、単価引上げ及び予算拡充を講じること。

６．強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

⑴ 能登半島地震や豪雨などの度重なる災害により施設・設備に被害を受けた中小企業に対し、ニーズに応じた設備等の復旧・復興を継続的に支援すること。

⑵ 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したＢＣＰ・ＢＣＭの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充を行うこと。

⑶ 防災・減災を考慮した災害に強い地域づくりのため、地域の実情に応じた社会インフラの整備・予算確保に早急に取り組むこと。